



# 令和8年度 三芳町立藤久保中学校グランドデザイン



日本国憲法 教育基本法 学校教育法  
学習指導要領

第4期 埼玉県教育振興基本計画

## 豊かな学びで未来を拓く埼玉教育

<基本目標>

- I 確かな学力の育成
- II 豊かな心の育成
- III 健やかな体の育成
- IV 自立する力の育成
- V 多様なニーズに対応した教育の推進
- VI 質の高い学校教育のための環境の充実
- VII 家庭・地域の教育力の向上
- VIII 生涯にわたる学びの推進
- IX 文化芸術の振興
- X スポーツの推進

学校経営の重点

- 【重点1】 学力向上の推進**  
— MOVEプラン「確かな学力の育成」への対応 —
- ・単元に本質的な問いを位置付けた授業の実施する
  - ・協働的な学びの設定
  - ・記述問題や探究課題の計画的実施
  - ・1人1台端末を活用した個別最適な学習の推進
  - ・年2回の相互授業参観を実施した授業改善サイクルの確立
  - ・県研究委嘱を活用した校外学習研究の推進
  - ・事前・事後学習を充実させ、社会と結び付いた学びの実現

**【重点2】 非認知能力の育成**

- MOVEプラン「社会とつながるプロジェクト」への対応 —
- ・1委員会1SDGsの確実な実践（調査→実践→検証→発信）
  - ・成果発表会の実施
  - ・全活動後の振り返りの実施
  - ・挑戦過程を評価し失敗を許容する文化を醸成
  - ・地域課題解決型学習やボランティア活動の実施
  - ・活動成果を地域へ還元する機会の創出

## 【学校教育目標】 進取果敢～自ら学び、挑み、未来を拓く～

【藤中ビジョン — 三つの柱 —】

- 【知】 博学篤志：自ら学びを深め、考え、判断する力
- 【徳】 協働共創：他者を尊重し、ともに新たな価値を創る力
- 【体】 勇往邁進：たくましく、目標へ挑み続ける力

### 【めざす学校像】

「一人一人の可能性を引き出し、挑戦を育む学校」

### 【めざす生徒像（知・徳・体）】

- 〔知〕 主体的に学び、考えを表現する生徒
- 〔徳〕 他者を尊重し、協働する生徒
- 〔体〕 志をもち、健やかに挑む生徒

### 【めざす教職員像】

- (1) 学び続ける教職員
- (2) 一人一人を支える教職員
- (3) 組織で信頼を築く教職員

### 【めざす保護者像】

子どもの志と夢を、学校とともに支え応援する保護者

**【重点3】 不登校対策の強化**

— MOVEプラン「誰一人取り残さない教育」への対応 —

**【いじめ見逃しゼロの徹底】**

- ・いじめアンケートの定期実施（学期1回の無記名アンケート）
- ・小さな変化を見逃さない学年の即時共有
- ・疑い段階での組織対応の実施

**【未然防止と早期対応】**

- ・QUアンケートの活用（クラス分析シートの活用）
- ・235ルールの実施（欠席2日で学年共有、欠席3日で管理職へ報告、欠席5日以内に対応会議の実施）

・6-1電話の実施（半年に1回は前向き電話を家庭に架電）

**【多層的支援の構築】**

- ・「すてらルーム」の活用
- ・「らるご」「通級指導教室」との連携
- ・日本語指導と連携した外国籍生徒の支援
- ・オンライン学習（配信含む）支援の実施
- ・SC、SSW、社協等と連携したアウトリーチ支援の推進

## 【三芳町教育大綱】

誰もが幸せに生きる夢の実現に向けて

基本方針1「未来を切り拓く力の育成」

- I 主体的に学び続ける人材の育成
- II グローバル化に対応できる人材の育成

基本方針2「すべての子どもに学びの保障」

- I 多様なニーズに対応した教育の推進
- II 多様性を尊重する教育の推進

基本方針3「地域まるごと学びの創出」

- I 豊かな地域を育む、社会教育活動の推進
- II 文化財の保護と郷土学習の推進

基本方針4「学びを支える環境づくり」

- I 質の高い教育環境の充実
- II 安心安全の学習環境整備と適正化

**【重点5】 組織的 school 運営の確立**

- MOVEプラン「世界とつながるプロジェクト」への対応 —
- ・ 服務規律の徹底
  - ・ 倫理確立委員会を基本とした教職員事故ゼロ研修の実施
  - ・ 会議時間原則45分以内の実施
  - ・ ICT活用による業務効率化の推進
  - ・ 情報発信の充実（キュベル、ホームページ活用）
  - ・ 三芳町国際交流事業との連携
  - ・ 人権教育や異文化理解教育の推進
  - ・ 働き方改革の推進

**【重点4】 小中連携の推進**

- MOVEプラン「切れ目のない教育の推進」への対応 —
- ・ 連携教員を小学校に派遣した連携の実施（中1ギャップ解消、教育相談・生徒指導情報の共有）
  - ・ SC・SSWを含めた支援連携の推進
  - ・ 9年間を見通した指導内容の共有
  - ・ 合同研修の実施
  - ・ 児童生徒交流活動の充実